

発議第

5 号



令和 6 年 9 月 24 日

かすみぐら市議会 小座野定信 様

提出者

矢口 龍人

賛成者

佐藤 文雄

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

賛成者

服部 栄一

賛成者

鈴木 更司

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会からの調査報告書及び会議録に基づく、証人の虚偽陳述に対する告発について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

(提案理由)

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会からは、すでに調査報告書及び会議録が作成され、市議会へ報告されております。

この調査報告書及び会議録によりますと、「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査のため、地方自治法第100条第1項の規定により、令和5年12月19日に署名簿の代表者である田代和正氏に対して証人尋問を行っております。

調査特別委員会での証人尋問では、署名簿は処分して手元ない、と証言しておりますが、茨城県警察本部が捜査のために本市議会を訪れた際、署名簿の原本が見つかったことを認知したことが令和6年9月18日の全員協議会で報告されました。

この署名簿があったという事実は、処分して手元にないという田代和正氏の証言と明らかに相違しており、虚偽の陳述に当たるものでありますので、本会議において告発の議決を求めるものです。

なお、地方自治法第100条第9項の規定は、偽証があった場合、議会は証人を告発しなければならないと明記されております。つまり、告発することは議会の義務であります。

法を遵守する立場から、さらには、市議会の権威を保つうえからも、直ちに、田代和正氏を告発することを望みます。

発議第 5 号

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会からの調査報告書及び会議録に基づく、証人の虚偽陳述に対する告発について

地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会で実施した証人尋問において田代和正氏の証言に虚偽である箇所が認められたことから、同条第9項の規定により、次のように告発する。

令和 6 年 9 月 24 日

提出者 矢口 龍人

記

(1) 告発人 茨城県かすみがうら市議会議員 小座野 定信

(2) 被告発人 住 所

職 業

氏 名 田代 和正

(3) 告発内容

本市議会は、「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査のため、地方自治法第100条第1項の規定により、被告発人に対して令和5年12月19日に本市議会で、証人尋問を行った。

その際、被告発人は署名簿については「処分して手元にない」との証言をしたが、茨城県警察本部が捜査のために本市議会を訪れた際、署名簿の原本が見つかったことを認知した。

これにより、被告発人は虚偽の陳述をしたものと認めることから、証拠書類を添え、地方自治法第100条第9項の規定により告発します。